

(2) 議會に対する要求

議會の解散与否と拘らず、左の如き政策、法案の制定、修正を要求す

④ 完全な労働組合法の制定

内容一組合法に對す了、我等の要求は労働組合の組織と活動の完全な自由を確保する事である。此の要求は政府が提出した労働組合法案へ就いて具体的に示すふらば次の如き矣である。

① 法人資格の反対

② 組合増償責任反対

③ 地方長官の干渉反対

④ 企業的差別待遇の反対

要するに我等の要求の基本は左の如きもつてあればあらぬ

労働組合の組織と活動の自由

⑤ 健康保険法修正

修正の要項は

① 保険金の資本家(或は政府)の全額負担

② 保険給付額の増加及給付範囲の擴大

③ 保険組合の労働者管理

である

④ 八時間労働の実施

⑤ 國際労働會議決定事項の促時実施

⑥ 小作組合法制定の件

以上  
第一回  
第二回  
第三回

(3) 失業保険法の制定の件

⑦ 言論集會結社の自由を束縛する足りる法律の即時

撤廃

請願運動実行に関する件

吾等は請願運動全國決議會指導の下に、此れ迄で各地に於て請願運動を行ひ來たつた。然るに支配階級は請願運動実行に依る無産階級の政治勢力を招頭を恐れ、十二月一日の請願デーを禁止騒動とした。亦た從来の我々の運動方針にも所によつては、請願運動を單なる署名運動たらしめたる所によ過ぎた結果未だした所もあつた。吾等は此处に再度請願運動の趣旨を徹底し確立せし指導方針を以て請願運動の実行に着手せし爲めに本章を提出するものである。

一、請願運動実行に関する方針

從来請願運動実行の方針として、請願運動が最も有効なる政治闘争工具とし、且請願運動によつて大衆に政治教育をすすめよとの如きが、我が大衆的反響を與へず、請願署名が遂に署名横き集め運動に終つた。これこそ今日の運動主不若葉にした東洋である。從来かかる運動方針に對し吾等は嚴密に批判をしきればならない。請願運動正行小目的一

無產階級当面の目標は政治的自由の獲得、專制政治の打破、全無產階級の政治勢力の結成でなければならぬ。即ち現在の專制の下に於ては日本の被支配階級は全階級を通じて全く政治的自由を享はねぬ。この凡ての層の被支配者の陳思の聲を聞く。政治的自由獲得の得かば